

審 査 基 準

令和 4 年 5 月 13 日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第 5 条第 2 項
処 分 の 概 要：技能検定員審査合格証明書の再交付
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：7 日
申 請 先：富山県警察本部交通部運転免許センター
問 い 合 わ せ 先：運転免許センター教習所係 （電話 076-441-2211 内 731-251）
備 考：

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第8条第1項
処 分 の 概 要：技能検定員資格者証の再交付
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：7日
申 請 先：富山県警察本部交通部運転免許センター
問 い 合 わ せ 先：運転免許センター教習所係（電話 076-441-2211 内 731-251）
備 考：

審 査 基 準

令和 4 年 5 月 13 日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第 13 条第 2 項
処 分 の 概 要：教習指導員審査合格証明書の再交付
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：7 日
申 請 先：富山県警察本部交通部運転免許センター
問 い 合 わ せ 先：運転免許センター教習所係 （電話 076-441-2211 内 731-251）
備 考：

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第16条第1項
処 分 の 概 要：教習指導員資格者証の再交付
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：7日
申 請 先：富山県警察本部交通部運転免許センター
問 い 合 わ せ 先：運転免許センター教習所係（電話 076-441-2211 内 731-251）
備 考：